

遼寧省檔案館藏

中國近代社會生活檔案（東北卷一）
11

廣西師範大學出版社

遼寧省檔案館編

中國近代社會生活檔案（東北卷二） 11

廣西師範大學出版社

· 桂林 ·



目 录

1	锦州省盘山县劳动关系及佃耕概况	一九三五年	一
2	锦州省盘山县农村自治及社会生活	一九三五年	三三
3	安东省庄河县农村自治及社会生活	一九三五年	四五
4	吉林省扶余县四家子屯土地关系	一九三八年	一二三
5	吉林省扶余县雇佣关系	一九三八年	一六九
6	吉林省扶余县四家子屯社会生活	一九三八年	一九一
7	吉林省扶余县四家子屯风俗习惯、生活水平	一九三八年	一九九
8	吉林省扶余县四家子屯买卖关系	一九三八年	二〇九
9	通化省农村农民的基本结构及基本情况	一九四二年	二二八
10	通化省农村土地关系问题	一九四二年	二三四
11	通化省农村借贷关系、生活习惯、生活水平	一九四二年	二五一
12	通化省农村社会生活	一九四二年	二六二
13	龙江省克山县八马架屯社会概况	一九三六年	二六八

14	龙江省泰来县农村部落情况调查	一九四二年	三二七
15	龙江省泰来县农村土地、雇佣及社会关系	一九四二年	三三六
16	龙江省洮南县土地关系及社会习俗	一九三五年	三六一
17	龙江省洮南县雇佣劳动关系	一九三五年	三九〇
18	龙江省洮南县佃耕关系	一九三五年	四三〇
19	龙江省洮南县借贷关系	一九三五年	四五五
20	龙江省洮南县买卖关系	一九三五年	四八八

	軍工	月工	日工	備考
八五五五	八人	三人	七、月	二四八〇
九、八五五	四人	三人	一、二、月	五八五五
九、八五五	一人	—	—	一、二、月

にして軍工に於て一一人の人数を示して、この月工に於て一三、五、四、日工に於て三、八、〇の通利を示してゐる。

斯の如く軍工を逐しこの労働力に通利を正すの、之を逐的に算入は、除軍期に於ては日工八に示す下を以て、以て労働市場に集る除軍期労働者を算入してゐる。

労働市場に 本日より定期 労働者

労働者 三、〇、四 労働者 三、〇、四

労働者 三、〇、四

労働者 三、〇、四

労働者 三、〇、四

此の通り、除軍期と軍期とでは労働力の需要も異なるが、この労働市場に集る者には他、地方、特に除軍期と軍期とがよりの求むる者は殆ど全くないと言つてゐる。

尚本邦の労働者が平均果実に付ける額は、除軍期に於ては平均、八、五、五、市場を以て付

此、労賃の決定、支払等が情願的となりて、雇労働者に不利となるを警戒してゐる。即ち労賃の低下は、本社の、経営等を通じては市場を介して設備される方有利となるが爲である。

二 労働者の種類

雇労働者には年工、半季工、月工、日工の別があるが正に其各々に就いて考察を試みる前に一応各労働者の期間に就いて述べ称。

1 年工

年工は通常年工十ヶ月半、期年十一ヶ月であるが、病氣以外の理由で休業せる場合は其休業日数天期間を延長して居る。

2 半季工

半季は五ヶ月半で、期年は六ヶ月と雇傭期間とし、大抵一月十五日より七月一日迄、或は七月十五日迄にして居る。

3 月工

上巻期即ち春の月工の事を夏季工又は半季工と称するに付して秋の月工の事を普通月工と云つてゐる。雇傭時期は七月二十日より十一月五日に至る期間の三ヶ月半が普通である。其日工と称するものもあるが、之は秋期に雇入るもので稀に存在する。

4 日工

一日雇で、本心では夏季除早期に前述市場より雇入れらる。

次に各労働者の内容を概説すれば

三年 工

1 雇傭方法

選別手又は外系者を雇入る、要なく高職ある者を雇入る、手にして是る、即ち手賣市場に
雇入る内係上外系者の取締嚴重で、特に農家は可及的に雇入る雇傭を頼む親戚知人の順に雇入
る、万が一不知の者を雇入る、場合は中人へ、保証人を介して是る、

2 雇傭手続

雇傭の場合には被傭者によつて保証人の介在すると然らざることがあるが、保証人介在の場合、
その保証人の資格は傭主の面識者たり被傭者の親戚又は知人たり、且被傭者不都合の仕儀あつ
た原因に依り得る者である事とを述べられてゐる、證書は無く普通の場合であるが、労働の運
轉の現勢は前述資格に於て労働者の選擇を自由ならしめ、雇主側は充分有利な立場に立ち得る、

3 其他の條件

通常十一月にして、大体一月下旬上工し、十一月下旬下工する、歳末以外の理由にて休業
する場合補工する事は前述の如くであり休業日数に相当する労賃を差引と称する事は無い。年
工一月工もこうであるが、は後述の如き職業業務種類の関係上往來と原則とするが、此段に家
族を肩する者に限り、歳末期を除き作業に支障なき範圍に於て通つを許されて居る、

休日仕事を通じて、二日で、五月節と八月節には半日の休暇が與へられ、其他至工家族の

4 賃 賃

雇員、惣札その他止むを得ない場合に限り病家と許されるが、休日又は病家は年工一率に同じ
 として、打頭約とか運車約とかに限り何年か停職を認めるが、休日を休む事は、
 休日に於ては南望當時は通車後及び除車後各五日の休日を与へてゐるが、一度病家と許す
 べし、決して日限に帰来せざる故に在り如く處止するべしと云つたと言はれてゐる。

年工の能力別に於る現金及び現物の賃金は次の如きである。

能 力	一 年		三 年	
	現 金	現 物	現 金	現 物
打頭約	六〇— 四〇	一〇・五六	五〇— 四〇	一〇・五六
運車約	六〇— 四〇	一〇・五六	五〇— 四〇	一〇・五六
運車約	六〇— 四〇	一〇・五六	五〇— 四〇	一〇・五六
大工	三〇— 二〇	八・八	三〇— 二〇	八・八
大工	三〇— 二〇	八・八	三〇— 二〇	八・八
大工	三〇— 二〇	八・八	三〇— 二〇	八・八
小工	一五— 一〇	四・二	一五— 一〇	四・二
小工	一五— 一〇	四・二	一五— 一〇	四・二
小工	一五— 一〇	四・二	一五— 一〇	四・二

右表の如く年工の賃金は現金又は現物で、前払と原則とし、後払は雇主に支払能力ある時
 の例外で、大工契約時から四月に日給に支払はれて居る。

本社のみならば本報全体として、民國十五年（一九二六）以前は現金支払のみの記述を要する。

占めてゐたが、其後暴風下落に伴つて労働者側は現物を要求する故になり、現物支払絶対優勢となつたが、選出後の貨幣価値の安定は再び現金支払の優勢をもたらしつつあると言ふ。

尚労働前払の理由に耳工の貧困に起因し、労賃として現金か現物かの決定には被傭者が独断者か、此内に扶養家族を有するか否か、べきな關係を有する。即ち被傭者は現金を望み、後者は現物を欲する所である。

更に注意すべき一事は被傭者が現物労賃と欲する場合もたゞ現金にて満足し、支払の際當時の穀価に換算して現物を授受する事と一概とし、現物労賃と言ふも支払の方法と見得る場合多い故本巻の労賃は現金制と概言し得る状態にある。

5. 労賃以外の絶與

金銭又は物面の給与はないが、耳四郎即ち五月節、八月節、二月十日（耳工本前所）十一月一日（收穫終）露勞と称して、露勞の意味で憂念する事に成つて居る。

6. 契約期間以外の労働報酬

雇傭契約期間を経過しても、遠方への出張中には帰家せず雇主の労働に従事する場合がある。之と打頭と言つてゐるが、その代償として互向に四円乃至五円の謝礼を給さるゝが、現任に於ては雇主の被傭者無き故かゝる事例はない。

7. 耳工の業務区分

運軍的、打頭的、跟做的、放猪的、放馬的、放羊的、大師夫等あり、運軍的、打頭的は必ず

整工たるを要し、殊に特殊技能を要する。・跟做的、大前天は通常整工ではあるが跟做的は八半拉子又は半拉子が從事することも出来る。放捨、干、鳥的は半拉子又は小半拉子が從事する。

8. 能力区分

其の能力に依つて整工、八半拉子、半拉子、小半拉子等に区分し得。整工は一人前の能力と有し、農雑業を多くする者にして本此に於ては堤防（修土、崩）扛種、灌水の出来ない者を整工に云ひ、農雑業が一人前にても上記の業務が一人前出来ない場合之を八半拉子と云つて居る。

半拉子は八八前の能力を、小半拉子は四分の一程度の能力を稱するものと云ひ、此の能力は本業務とも関係が分けて居る。

能力区分は上記の四階級に分れて居るが、之は本隊軍令に依つて区分されてゐる。

整 工

二一才 四〇才

八半拉子

一八才 一〇才 「コーア」 五〇才

半 拉 子

「六才」 一七才 「ユ一才」 六〇才

小半拉子

「一五才以下」 「六一才以上」

本隊軍令に依つて上記の如くは区分されてゐるが、能力が之に伴はざる時、又は能力が不足する時は軍令に支配する、こゝろで其能力に依つて評価されて労賃を給せらるゝは勿論である。

本也に於ける労働命令は十五才より五十五才迄であるが此れ以下及び以上の命令者が労働するものは主計困難のために止むべく働くの極めて貧困者である。

9. 業務別所専技術

イ 打頭的

能力整工にして労働者の指揮と命令才量の有る者であるが、特に建軍の技術熟達者にして可にして、雇主が其業務を決定する、打頭は雇主の命を受けて限定的以下及び日工を指揮監督するものである。

ロ 建軍

能力整工にして、技能・建軍、打頭等の技術あり、亦役高の飼養管理をよくすることとを伴う。

建軍的は雇主の命を受けて役高の管理及び之に依る労働部門を担当するのである。

以上の両者を雇化する場合には雇主は其技術を有することを知悉するに非ざれば雇化する事はない。

ハ 限定的

能力通常整工にして打頭的の命を受け養殖業に従事する、限定的多数なる場合は限定的のみにて家事雑業をなすが、少数なる場合は打頭的も本家事雑業をなす、建軍的は役高の管理をなし、余格なき為家事雑業をなすことはないが、而してがら耳工は家事雑業も其業務の一

師であるものとされて居る。

能く大半拉子も跟微的と同様の業務に服するも、上述の特殊作業を一人前になし得る者は随分付けられるに過ぎない。

二 大 師 天

炊手を掌るものである。

ホ 打 更 的

普通五十才より六十才迄の老人へ半拉子しが掌るものにして其の業務は夜番、炊煮の飼養菜園の手入、虎子内の雜業等である。

四 月 工

月工は能く於て大體整工なるが、その労働は現金にて大體半季二三〇日、秋季二二五日、三二二三日と標準とし、半季工は契約時給、秋季工、百日工は秋收获松である。

五 日 工

既述の如く労働市場を介して雇はれてゐるが、その雇入方法は雇主が朝四時迄して上野橋に市場に到着、其日の労働者の需供状況及び前日の労働相場を考慮して、適当な賃金と自己の所要労働者数を示し、労働者が之に答へて協議の上決定する。

年度に於ては労働者週制にて、雇主側には有利に作用し、雇主側は市場にて労働者と合議決定の上労働者に強ひ、その結果除算最短期に於ても尚三十銭の安値を懸た。

勿論各市場の勢力需供関係に依つて労賃の相違は生ずるが概ね三年に於ては大体

労働市場	除算一回	除算二回	除算三回
大平社	一五ヤ	二五銀	三〇銀
杜家台	二〇五系	二五銀	四〇銀

六 労働時間

時針と所荷せざる改正機には分明しないが、未明より日没迄労働に競争し、その間を春、夏、秋は午前二時、午後三時から五時に、冬は午前二時、午後二時から四時に定む。一週毎に約十五分休憩し、食事時に三十分を認小が此れを全て打減し、命令に依る。四二を定むるも降霜其他で就業不能の場合生じた時には労賃は元々必る歩合計算にて支払ふ。

七 給食

将卒によつて食料及び回数が異なるが大体一日一回故す

三月——十月

三回

十一月——二月

二回

さうして食料の内容は次の如くである。

従軍は女子は労働せしむるものとなつてゐたが、民國十五年（一九二六年）頃縣の南方にて女子が同引及の除草作業に従事し相當の成績を収めてゐる事を聴取してより本處にこそ之等の作業に女子に従事せしむる所になつた。

最初女子は米等の慣習にて労働に従事すること好まなかつたが、最近同引、除草は女子の担当すべきものと考へられるに至り、自家労働は勿論食糧なるものは他家に任せられて行く者も有る程でこれと小工と呼んでゐる。（調査年度に於ては八男、一四人並田畝三六日賃銀三三・三〇銭を續てゐる）、通少経営農家の女子は此等の作業を担当し、男子を田工として被傭せしめる様ゐるが、千流以上の農家の女子は手位の程度を越へてゐない。

女子の労働従事期間は五月より六月に渉る間約二十日間位を一般としてゐて労働時間は午前八時より午後五時迄を普通とし、其間二回の休憩をとり、食事は各自持参する處に豊食の原は一時面以上も要し、實際労働時間は甚しく短縮されると言はれてゐる。

一日能力（普通人）は

同引

高粱一畝分と六人

除草

薊子一畝分と六人にて十分程度である。

女子を被傭せる場合食事は雇主に於て給与しない理由は労働時間短く加ふるに能力少くして食事を給すれば雇主の損失となる爲である。

一日の労働普通人と同引、除草何れも十銭を普通とし、尚女子の被傭雇は此内に限られてゐる。

十 畜 牛 具

本也。開地以來（六十年来）牛具を輸入するに金銀を以てせることがないといふ。年代を経るに伴つての土地分割は亦伐畜繋養頭数とも必然的に減少せしむるは必小とせざる、集計表の如く甚しく少数にして所有せざる経営農家が相当数存在するが、而し之等の牛具を持たざる農家にもつて是地の渡家が血族に依つて継がる事家々関係上其等の範圍内に於て白借又は換工に依つて適當に勞力の交換を行つて居る。（調査年度に於ても養牛具十件・面積一五・七五畝・養牛具六件・面積五・三三畝——區に数字に示されたものゝみであり、此外に若干の面積に於て行はれたものと相当あるとの事——あるが支收・収入は一件もない）

十一 畜 車 工

伐畜及び大車と所有せざる農家が農具として肥料運搬・收穫物運搬・生産物販売等としてのみが重牛具と同様白借と一般とする。

十二 耕 具

伐畜と伐畜との交換の謂にして打具と言つて居る。開墾當時はいづれの農家も相當の耕地と所有し、之に當てる伐畜及び農具と所有し自家生産手段を以ての耕作可能であつたが年代を経るに従ふ均分相続による土地の分割と余儀なくされ、至當面積零細化され、之に伴ひ伐畜・農具の所有数も減少するに至り（殊に手狭に伴ひ匪害は伐畜の疎略・人質の身代金の支払等に依りていかに上に之を減少させた）自家生産手段にては耕作をなす事能はざるに至り、爲に其等の農家